

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	小山田地区 (石鳩岡、南川目、中川目、駒形、秋葉、留ヶ森、古田、北小山田、外谷地、前田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)

※本協議結果は、各農家組合で行った集落営農ビジョンの話し合いの内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体として高齢化及び人口減少が進みつつあり、後継者確保・育成が喫緊の課題となっている。
- ・中山間地域に所在し、「圃場が狭小・不整形」、「給排水面が悪い」等の課題を抱える条件不利地が多い。耕作の継続が困難な農地については中山間組織により保全管理がなされているものの、担い手の高齢化及び離農に伴い遊休農地が増加傾向にある。
- ・シカやイノシシ等の鳥獣被害が深刻化しており、電気柵を設置する等の対策を講じる必要がある。
- ・相続未登記農地が増加してきており、基盤整備事業等の実施に影響を及ぼし始めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲が主要品目。水田転作として、小麦、ハト麦等の土地利用型作物の作付が中心。地区内には畜産経営体(主に酪農)もいることから、飼料用作物・WCSを作付する経営体も多い。その他、果樹(主にリンゴ)の団地化が図られている。
- ・有機・減農薬による農法を拡大し、高付加価値化、資材コスト低減に向け取り組んでいく。
- ・ドローンによる農薬散布や気象センサーによるリンゴの凍霜害対策等、スマート農業機器による農作業の効率化を目指す。
- ・一部集落においては、労働力集約を目的とした集落営農組織の法人化に向けて検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	807 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	807 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間による話し合いを基に効率的な農地交換へ向けた検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地流動化を円滑に行うべく、地域集積協力金の交付を視野に入れながら地域全体として農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・石鳩岡集落においては、令和5年度に基盤整備事業(農地中間管理機構関連事業)に採択され、令和10年度竣工を目指し継続して取組む。その他集落(下小山田、川目)においても、基盤整備実施に向けた検討を進めている。相続未登記農地が発生した際は、事業効果を維持する観点から安易に地区除外せずに、機構法の利用権設定制度や、所有者不明土地管理制度を活用し粘り強く取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外の経営体や新規就農者の受入等を行い、農地保全に努める。 ・後継者の確保・育成に向けて検討を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①: 電気柵等を設置することにより、鳥獣被害対策を講じる。また、山際の農地においては鳥獣緩衝帯として維持管理する。
- ②: 環境への配慮、高付加価値、資材コスト低減への観点から、有機・減農薬農法の取入れを検討する。
- ③: 中山間地域でも有効に活用できるスマート農業機器の選別を行い、導入に向けた検討を進めていく。
- ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間・多面的制度を活用し中山間組織、協定参加者による農地の保全管理に努めていく。
- ⑩: 南川目集落、北小山田集落、前田集落においては、農山漁村振興交付金の活用を検討し今後協議を進めていく。